

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令

【掲載官報】	平成 22 年 10 月 29 日 本紙第 5427 号 4 ページ
【法令番号】	平成 22 年 10 月 29 日 政令第 222 号
【管轄省庁】	財務省
【施行期日】	平成 22 年 10 月 29 日
【制定の根拠】	平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成 22 年法律第 50 号）第 1 条及び第 2 条第 4 項
【法令のあらまし】	<p>① 家畜伝染病予防法の手当金と併せて交付される補助金の要件は、農林水産大臣が指定する地方公共団体が家畜等の評価額の5分の1相当額を交付する。</p> <p>② 特例措置の対象となる補助金又は給付金は、平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するために交付される補助金又は給付金であって農林水産大臣が財務大臣と協議して指定する。</p> <p>③ 所得税の特例の対象となる免税所得の金額は、手当金等の額の合計額から当該手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る損失の額及び費用の額の合計額を控除した金額とし、所得税の特例により免除される所得税額は、その年分の総所得金額に係る所得税の額から免税所得の金額がないものとして計算した場合における総所得金額に係る所得税の額を控除した金額とする。</p> <p>④ 法人税の特例の対象となる損金の額に算入されることとなる金額に相当する手当金等に係る利益の額は、その手当金等の額の合計額からその手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る原価の額、費用の額及び損失の額の合計額を控除した金額とする。</p> <p style="text-align: right;">（第1条及び第2条関係）</p>
【改正される法令】	なし